

福祉・介護職員処遇改善加算

障害福祉サービス等情報公表制度

指導方針，不正に対する処分

福岡市障がい福祉課

令和元（2019）年6月

目 次

第 1	福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について	3
第 2	障害福祉サービス等情報公表制度	20
第 3	令和元年度の指導方針等について	34
第 4	指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について	38

第1 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算について

1 加算の目的

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金（以下「助成金」という。）による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度より助成金を障害福祉サービス等報酬に移行し、障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。加算の取得によって、これまでよりも介護職員の方への賃金を増やすことができます。

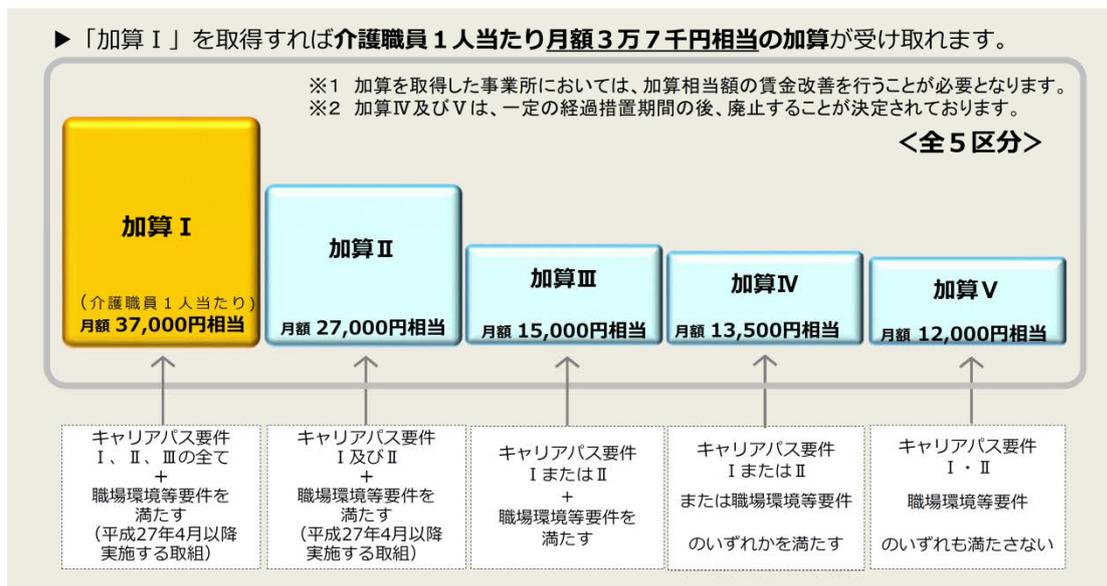
なお、福祉・介護職員処遇改善特別加算は、福祉・介護職員処遇改善加算の要件を緩和した一定額の加算であり、助成金の対象とされていなかった障害福祉サービス事業所等の福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進めることを目的として創設されたものです。福祉・介護職員処遇改善加算との併給はできません。

詳細は、平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」を確認ください。

2 加算の概要

Q1. 「介護職員処遇改善加算」ってどのような制度？

A1. 全5区分からなる、区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。



(厚生労働省「「介護職員処遇改善加算」のご案内」より)

(1) 賃金改善の考え方

事業者等は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（賃金改善）を実施しなければなりません。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうちから対象の賃金項目を特定した上で行う必要があります。安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましいものです。

(2) 賃金改善に係る賃金水準の比較の考え方

賃金改善は、加算を取得していない場合の賃金水準と、加算を取得し実施される賃金水準との差分を用いて算定します。

(3) 賃金改善に係る留意点

加算を取得した事業者等は、加算の算定額に相当する賃金改善の実施と併せて、加算の種類に応じ「キャリアパス要件」及び「職場環境等要件」を満たす必要があります。

なお、当該取組に要する費用については、算定要件における賃金改善の実施に要する費用に含まれないものであることに留意すること。

(4) キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ

次のイ、ロ及びハの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。

ハ イ及びロの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

② キャリアパス要件Ⅱ

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び一又は二に掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT, OFF-JT等)するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと。

二 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

③ キャリアパス要件Ⅲ

次のイ及びロの全てに適合すること。

イ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み（※）を設けていること。具体的には、次の一から三までのいずれかに該当する仕組みであること。

一 経験に応じて昇給する仕組み

「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること

二 資格等に応じて昇給する仕組み

「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

三 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み

「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

ロ イの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

※ キャリアパス要件Ⅲは、加算Ⅰに該当する事業所が満たす必要があります。具体的には、イの一～三のような昇給する仕組みを就業規則、賃金規定等に明文化し、実施することが求められます。「賃金改定を行うことがある」等の内容を賃金規定に盛り込んだだけでは、キャリアパス要件Ⅲに該当するとは言えませんので、ご注意ください。

(5) 職場環境等要件

① 加算Ⅰ及びⅡの職場環境等要件

平成27年4月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(下表)を全ての福祉・介護職員に周知していること。

② 加算Ⅲ及びⅣの職場環境等要件

平成20年10月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(下表)を全ての福祉・介護職員に周知していること。

表6

<p>資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。) ・ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ・ キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。) ・ その他
<p>職場環境・ 処遇の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ・ ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。))による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 ・ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 ・ その他
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化 ・ 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) ・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮 ・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 ・ その他

(平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」より)

3 令和元年度以降のサービス別加算率

(平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」より)

表1 加算算定対象サービス

	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率					福祉・介護職員 処遇改善特別加 算
	福祉・介護職 員処遇改善加 算(Ⅰ)に該 当(ア)	福祉・介護職 員処遇改善加 算(Ⅱ)に該 当(イ)	福祉・介護職 員処遇改善加 算(Ⅲ)に該 当(ウ)	福祉・介護職 員処遇改善加 算(Ⅳ)に該 当(エ)	福祉・介護職 員処遇改善加 算(Ⅴ)に該 当(オ)	
居宅介護						4.1%
重度訪問介護						2.6%
同行援護						4.1%
行動援護						3.4%
療養介護	3.5%	2.5%	1.4%	(ウ)により 算出した単位 (一単位未満 の端数四捨五 入) ×0.9	(ウ)により 算出した単位 (一単位未満 の端数四捨五 入) ×0.8	0.5%
生活介護	4.2%	3.1%	1.7%			0.6%
重度障害者等包括支援	2.5%	1.8%	1.0%			0.3%
施設入所支援	6.9%	5.0%	2.8%			0.9%
自立訓練(機能訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
自立訓練(生活訓練)	5.7%	4.1%	2.3%			0.8%
就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%			0.9%
就労継続支援A型	5.4%	4.0%	2.2%			0.7%
就労継続支援B型	5.2%	3.8%	2.1%			0.7%
共同生活援助 (指定共同生活援助)	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助 (日中サービス支援 型)	7.4%	5.4%	3.0%			1.0%
共同生活援助 (外部サービス利用型 指定共同生活援助)	17.0%	12.4%	6.9%			2.3%
児童発達支援	7.6%	5.6%	3.1%			1.0%
医療型児童発達支援	14.6%	10.6%	5.9%			2.0%
放課後等デイサービス	8.1%	5.9%	3.3%			1.1%
居宅訪問型児童発達支 援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
保育所等訪問支援	7.9%	5.8%	3.2%			1.1%
福祉型障害児入所施設	6.2%	4.5%	2.5%			0.8%
医療型障害児入所施設	3.5%	2.5%	1.4%			0.5%

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

表2 加算算定対象サービス(2019年4月から9月までの加算率)

	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)に該 当(ア)	福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅱ)に該 当(イ)	福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅲ)に該 当(ウ)	福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅳ)に該 当(エ)	福祉・介護職員処遇 改善加算(Ⅴ)に該 当(オ)
居宅介護	30.3%	22.1%	12.3%	(ウ)により算出 した単位(一単位未満 の端数四捨五入) ×0.9	(ウ)により算出 した単位(一単位未満 の端数四捨五入) ×0.8
重度訪問介護	19.2%	14.0%	7.8%		
同行援護	30.3%	22.1%	12.3%		
行動援護	25.4%	18.5%	10.3%		

表3 加算算定対象サービス（2019年10月から2020年3月までの加算率）

	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率				
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に該当（ア）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に該当（イ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に該当（ウ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）に該当（エ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）に該当（オ）
居宅介護	30.2%	22.0%	12.2%	（ウ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） ×0.9	（ウ）により算出した単位（一単位未満の端数四捨五入） ×0.8
重度訪問介護	19.1%	13.9%	7.7%		
同行援護	30.2%	22.0%	12.2%		
行動援護	25.0%	18.2%	10.1%		

表4 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

表5 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分（福祉・介護職員処遇改善加算のみ）

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	3－（3）－③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件をの全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	3－（3）－③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	3－（3）－③のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	3－（3）－③のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ又は職場環境等要件のいずれかを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	3－（3）－③のキャリアパス要件及び職場環境等要件のいずれも満たしていない対象事業者

4 福祉・介護職員処遇改善加算の手続き

賃金改善計画及び加算区分ごとのキャリアパス要件等の適合内容を加算算定年度の前年度2月末に届出を行い、翌年度7月末に処遇改善加算の取得総額と賃金改善額の実績報告を行います。届出及び実績報告等の手続きは、毎年度必要です。

加算の届出を行った事業所は、毎月の給付費請求の際、届出した加算の区分に応じた処遇改善加算を上乗せして請求し、毎月の給付として受領します。

なお、市（指定権者）は、届出内容を確認して事業所台帳に加算の登録を行い、実績報告において、計画通りの賃金改善が行われたか、受領した加算総額を賃金改善額が上回っているかの確認を行います。実績報告の際に、取得した加算総額より賃金改善が上回っていない場合は、取得した加算を過誤申立て等により返還していただく場合があります。また、虚偽の届出、実績報告等を行った場合は、指定取消等の処分事由に該当しますので、ご注意ください。

（1）届出

① 届出先

障害福祉サービス事業所の指定権者

② 届出期日

（年度当初の届出の場合）

前年度の**2月末日**（1月中旬に全事業所に届出勧奨の通知を發出します）

※ 報酬改定がある場合等は、当該年度4月15日等届出期日が変わることがあります。

（年度途中の届出の場合）

前月15日（※国通知では前前月末日となっているが、福岡市は前月15日まで可）

③ 届出の際の留意事項

- ・ 増員した職員の賃金、非常勤職員を正職員化した場合の賃金増額分は、賃金改善内容に含めてはならない。例えば、増員した職員の給与全額を賃金改善として計上することはできない。加算により賃金改善を行った部分を明確にする必要がある。
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の場合、賃金改善対象職員以外のものへの賃金改善額は、賃金改善内容に含めてはならない。（特別加算の場合は可）

(対象職種)

ホームヘルパー（サービス提供責任者を含む）、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

(対象外の職種)

管理者、サービス管理責任者、看護師、調理員、事務員など

※ ただし、対象外職員でも対象職種を兼務している場合は可能。専従のサービス管理責任者等は不可。

- ・ 研修費用の助成、職場環境要件改善にかかった経費、職員の福利厚生のための機器(例: マッサージ機) 購入経費など、直接賃金として還元されない費用は、賃金改善に含めてはならない。

(2) 変更届

① 変更届出が必要となる場合

- ・ 届出を行った事業者が吸収合併を行った場合など、福祉・介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
- ・ 複数の障害福祉サービス事業所を一括して行う事業者において、事業所の増減があった場合
- ・ 就業規則・賃金規定等の改正を行った場合
- ・ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更があった場合

② 変更届期日

変更後の加算を算定しようとする月の**前月 15 日**

(3) 実績報告

① 報告先

届出を行った指定権者

② 報告期日

翌年度の**7 月末日**（6月中旬に前年度の届出を行った事業所に通知を發出します）

※ 年度途中で廃止した事業所は、廃止後すみやかに実績報告をすること。（一部サービスの廃止の場合は翌年度の7月末日に報告）

③ 実績報告時の留意事項

- ・ 加算総額については、国保連合会から請求月の翌月初に伝送される「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」（5月受付分から4月受付分）により算定すること。
- ・ 介護保険の介護職員処遇改善加算も取得されている事業所は、賃金改善額が2重計上にならないよう、改善額を介護分と障害分に按分して実績を報告すること。按分した場合は、按分方法を記載する等、2重計上していないことがわかる内容を記載すること。
- ・ 「福祉・介護職員処遇改善加算(特別)加算総額のお知らせ」（5月受付分から4月受付分）には、月遅れ請求等が含まれており、すでに、前年度以前の実績報告に計上した分が含まれている場合は、加算総額から除外する分の内訳を別紙で添付し、加算総額のお知らせ

らせの合計額から当該金額を控除した金額を記載すること。

5 その他

(1) 加算Ⅳ及びⅤの廃止について

加算Ⅳ及びⅤは一定の経過措置期間の後、廃止することとなっています。経過措置期間については現時点で未定です。

(2) 令和元年10月新設の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」について

令和元（2019）年10月新設の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に関する情報については、次ページ（「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」の抜粋）及び下記厚生労働省ホームページを参照ください。今後、同省からの追加情報を随時お知らせいたします。

厚生労働省ホーム>政策について>審議会・研究会等>障害保健福祉部が実施する検討会等>障害福祉サービス等報酬改定検討チーム>2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016_00010.html

6 参考

福祉・介護職員処遇改善加算の制度に係る厚生労働省通知等は下記のとおりです。

- ・ 「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示」（平成31年3月26日付け障障発0326第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）
- ・ 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成24年3月30日）
- ・ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改訂に関するQ&A（平成27年4月30日）
- ・ 平成29年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A（平成29年3月30日）

上記資料は福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>福祉・障がい者>福祉事業者に関すること>事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等）→2 指定申請・変更届関係（指定障がい福祉サービス事業者等）

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/index_2_2.html

2019 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

2019 年 2 月 15 日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【 目 次 】

第 1	2019 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯	2
第 2	障害福祉人材の処遇改善	3
1.	基本的な考え方	3
2.	加算の対象（取得要件）	3
3.	加算率の設定	
(1)	サービス種類ごとの加算率	4
(2)	サービス種類内の加算率	4
4.	事業所内における配分方法	
(1)	事業所内の職員分類の考え方	6
(2)	具体的な配分の方法	7
第 3	現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し	8
1.	2021 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応	8
2.	2019 年度報酬改定における暫定的な見直し	
第 4	障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い	10
1.	基本報酬単位数への上乗せ	10
2.	加算の取扱い	10
3.	国庫負担基準の見直し	10
別紙	障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて	11

第1 2019年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの経緯

- 障害福祉サービス等事業所に従事する福祉・介護職員の処遇改善については、2017年度の臨時改定も含めこれまで数度にわたる取組を行ってきたが、今般「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(※)において、「障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」とされ、2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げに伴う報酬改定において対応することとされた。

※ 「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)(抜粋)
介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。
具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。
また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。

- また、障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについては、2019年10月の消費税率10%への引上げに伴い、障害福祉サービス等事業所に実質的な負担が生じないように、対応について検討する必要がある。
- これらの内容について、障害福祉サービス等事業者が、更なる処遇改善を着実に実施するとともに、課税費用を障害福祉サービス等報酬で適切に手当てできるよう、2019年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は、全体で+2.0%とすることとした。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成30年8月から5回にわたり、46の関係団体からの意見聴取を踏まえ、障害福祉人材の処遇改善及び障害福祉サービス等に関する消費税の取扱いについて検討を積み重ねてきた。「2019年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねを取りまとめたものである。

第2 障害福祉人材の処遇改善

1. 基本的な考え方

- 職員の処遇を含む労働条件については、本来、労使間において自律的に決定すべきものであるが、現下の厳しい人材不足、依然として小さくない他産業との賃金差等の中、職員の確保、定着につなげていくためには、公費等による政策的対応も必要である。その際、今後も確実な処遇改善を担保するためには、現行の処遇改善加算と同様、障害福祉サービス等報酬における加算として必要な対応を行う。
- このため、2019年度障害福祉サービス等報酬改定では、現行の福祉・介護職員処遇改善加算に加えて、障害福祉人材の更なる処遇改善を行うこととし、具体的には、リーダー級の障害福祉人材について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、経験・技能のある職員に重点化しつつ、障害福祉人材の更なる処遇改善を行う。
- その際、新しい経済政策パッケージにおいて、「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提」とされていることを踏まえ、障害福祉人材の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、その他の職種にも一定程度処遇改善を行う柔軟な運用を認めることとする。

2. 加算の対象（取得要件）

- 加算対象のサービス種類としては、今般の更なる処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んできた処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算と同様のサービス種類とする。
- 長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、
 - ・ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを取得している事業所を対象とすることに加えて、
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - ・ 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HPへの掲載等を通じた見える化を行っていることを加算の取得要件とする。その際、職場環境等要件に関し、実効性のあるものとなるよう検討する。

3. 加算率の設定

(1) サービス種類ごとの加算率

- 障害福祉人材確保に向けた処遇改善を一層進めるとともに、人材定着にもつながるよう、経験・技能のある障害福祉人材が多いサービス種類を高く評価することとし、サービス種類ごとの加算率は、それぞれのサービス種類ごとの勤続10年以上の介護福祉士等（※）の数に応じて設定する。

※ 介護福祉士等とは、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、心理指導担当職員（公認心理師含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者をいう。

(2) サービス種類内の加算率

- 現時点で把握可能なデータ、事業所や自治体の事務負担及び新しいサービス種類・事業所があることに一定の留意をした上で、同じサービス種類の中であっても、経験・技能のある障害福祉人材の数が多い事業所について更なる評価を行うため、介護福祉士等の配置が手厚いと考えられる事業所を評価する福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定する（※）。

※ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、加算(Ⅱ)の加算率がその×0.9となるよう設定した上で、加算(Ⅰ)の加算率を設定する。

※ 加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)で加算率の差が大きくなる(1.5倍を超える)場合には、×0.95となるよう設定

※ 福祉専門職員配置等加算及び特定事業所加算が無いサービスは、同じサービス種類内での加算率に差を設けない。

《福祉・介護職員等特定処遇改善加算【新設】》

<居宅介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 7.4%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.8%

<重度訪問介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 4.5%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 3.6%

<同行援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 14.8%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 11.5%

<行動援護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 6.9%
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数 × 5.7%

<療養介護>

- イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数 × 2.5%

□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.3%
<生活介護>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.3%
<自立訓練（機能訓練）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	5.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	4.5%
<自立訓練（生活訓練）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	3.9%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	3.4%
<就労移行支援>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
<就労継続支援A型>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	0.4%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	0.4%
<就労継続支援B型>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.7%
<共同生活援助（指定共同生活援助）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
<共同生活援助（日中サービス支援型）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	1.8%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.5%
<共同生活援助（外部サービス利用型）>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.0%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	1.6%
<児童発達支援>					
イ	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	+	所定単位数	×	2.5%
□	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	+	所定単位数	×	2.2%

任者のいずれかとして従事する職員で勤続10年以上の者を基本とし、勤続10年の考え方については、事業所の裁量で設定できることとする。

- ・ ②他の障害福祉人材は、①経験・技能のある障害福祉人材以外の介護福祉士等及び現行の福祉・介護職員処遇改善加算の対象職種とする。
- ・ ③その他の職種は、上記①及び②以外の職種とする。

○ なお、障害福祉サービス等に従事する職員の特性を踏まえて、事業所の裁量により、

- ・ 研修等で専門的な技能を身に付けた勤続10年以上の②他の障害福祉人材を①経験・技能のある障害福祉人材に区分すること
- ・ 個別の障害福祉サービス等の類型ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に寄与している③その他の職種に従事する職員を②他の障害福祉人材に区分すること

を可能とする。

※ ③その他の職種に従事している職員で賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えている場合は、区分の変更を行えないこととする。

（2）具体的な配分の方法

○ 具体的な配分の方法については、以下のとおりとする。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材において、月額8万円の処遇改善となる者又は処遇改善後の賃金が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）以上となる者を設定・確保すること。（※）

※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は、合理的な説明を求める。

- ・ ①経験・技能のある障害福祉人材は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2倍以上とすること。
- ・ ③その他の職種は、平均の処遇改善額が②他の障害福祉人材の2分の1を上回らないこと（※）。また、改善後の賃金額が役職者を除く全産業平均賃金水準（年収440万円）を超えない場合には、賃金改善を可能とする。

※ 平均賃金額について、③その他の職種が②他の障害福祉人材と比べて低い場合は、柔軟な取扱いを可能とする。

第3 現行の福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の見直し

1. 2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた対応

- 現行の福祉・介護職員処遇改善加算に係る加算率については、「平成30年度予算執行調査（財務省）」において、サービス提供実態に照らして過大に設定されている可能性があるという指摘を踏まえて、2021年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、2019年に社会福祉施設等調査を行う際に、調査票の「利用者がいた場合に対応できる人数を記入してください。」という記載を削除した上で調査を実施し、その調査結果を2021年度報酬改定に適切に反映させる。

2. 2019年度報酬改定における暫定的な見直し

- 暫定的な見直しとして、常勤換算従事者数が20人以上であって、1ヶ月の訪問回数1に対して、1ヶ月の常勤換算従事者数1以上の事業所の数値を見直しの対象とし、常勤換算従事者数を平均値に置き換えて加算率を見直す。

※ 重度訪問介護と行動援護は、居宅介護や同行援護に比べ、2人対応や長時間対応が多い実態を踏まえて、1ヶ月の訪問回数1に対して1ヶ月の常勤換算従事者数2以上の事業所の数値を見直しの対象とする。

《福祉・介護職員処遇改善加算の見直し》

<居宅介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<重度訪問介護>

[現行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 14.0%

- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.8%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.8% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 19.1%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 13.9%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 7.7%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 7.7% × 0.8

<同行援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.3%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.1%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 30.2%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 22.0%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 12.2%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 12.2% × 0.8

<行動援護>

[現 行]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.4%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.5%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.3%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.3% × 0.8

[見直し後]

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）＋ 所定単位数 × 25.0%
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）＋ 所定単位数 × 18.2%
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）＋ 所定単位数 × 10.1%
- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.9
- ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）＋ 所定単位数 × 10.1% × 0.8

第4 障害福祉サービス等に関する消費税の取扱い

1. 基本報酬単位数への上乗せ

- 基本報酬単位数の上乗せ率については、人件費、その他の非課税品目を除いた課税経費の割合を算出し、これに税率引上げ分を乗じて基本報酬単位数への上乗せ率を算出する。

2. 加算の取扱い

- 各加算については、もとの単位数が小さく上乗せが1単位数に満たない等の理由により、個々の加算単位数への上乗せが困難であることから、加算に係る消費税影響相当分について、基本報酬単位数に上乗せする。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙）参照

3. 国庫負担基準の見直し

- 消費税対応における報酬単位の改定に連動した改定を行う。

第2 障害福祉サービス等情報公表制度

障がい福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていました。

このため、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資することを目的として、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、①事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する、障害福祉サービス等情報公表制度が創設され、平成30年度(2018年度)より施行されております。

事業者(平成31年度(2019年度)福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱(以下、「福岡市要綱」という。))の第2の3参照)は、法令で定められている公表対象情報について、少なくとも年1回の報告を行う必要があります。

1 令和元年度(2019年度)のスケジュール

本年度の主なスケジュールは以下のとおりです。

時期	内容
4月17日	福岡市障がい福祉課より事業者へ福岡市要綱を送付 「平成31年度(2019年度)福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱について(通知)」
5月1日～7月31日	事業者の報告期間
～9月末頃	福岡市が報告内容を確認し承認 ※報告内容の不備等があれば差し戻し。
10月上旬	インターネット上(WAM NET)に公表

2 公表(報告)対象情報

公表対象情報は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の8に規定する同規則の別表第1号及び別表第2号に規定されている項目となります。具体的には、2019年度要綱の第2の6、別添1及び別添2をご確認ください。法令により、報告が義務付けられている項目であるため、報告する際に、省略しないようにしてください。

3 報告の方法等

(1) 報告の方法と流れ

独立行政法人福祉医療機構(WAM NET)が運営する障害福祉サービス等情報公表システム(以下、「情報公表システム」という。)を通じで行ってください。

事業者は、ID等で「情報公表システム」にログインし、WAM NETの操作説明書(マニュアル)を確認のうえ、事業所のサービス種別ごとに事業所詳細情報を入力してください。入力内容確認後、事業所詳細情報のカテゴリ「承認者へ申請する」ボタンで福岡市へ承認申請を行ってください。

その後、福岡市において申請内容を確認し、以下の手続きを行います。

- ・ 内容に不足(例:記載漏れ、「あり」・「なし」の選択漏れ、財務諸表(貸借対照表、損益計算書(事業活動計算書))の添付漏れ)等があれば差し戻します。(修正の上再度報告願います。)
- ・ 内容に特段問題がなければ承認します。

福岡市による承認後、報告内容がWAM NETに公表されます。本年度の公表時期は10月上旬の予定です。

(2) 報告する内容の時点

記入内容の時点についての指示がある場合は、当該指示に従って記入してください。特段の指示がない場合は、報告年度(本年度は2019年度)の4月末時点の内容を基本として記入してください。

(3) 情報公表システムのログインID・パスワード

平成30年3月以前に事業所指定を受けていた事業所は、平成30年5月8日に、WAM NETより電子メールで、ID及び初期パスワードが通知されておりますので、当該メールにてご確認ください。平成30年4月以降に指定を受けた事業所は、指定後にメール送信されております。

(4) 情報公表システムのログインIDがわからない場合

平成30年5月8日に事業者(法人)に1つのID、パスワードが「システムからの連絡用メールアドレス」あてに送信されております。メール受信ボックスをご確認ください。

「システムからの連絡用メールアドレス」がご不明の場合は、福岡市の情報公表担当者までご連絡ください。

4 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板 (WAM NET)

WAM NETの「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」において、操作説明書(マニュアル)、情報公表システムに関するQ&Aなどが掲載されておりますのでご活用ください。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/>

WAM NET 障害福祉サービス等情報公表システム

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

※ このページは、障害福祉サービス等情報公表システムに情報を登録する事業者さま向けの連絡板となります。

【障害福祉サービス等情報公表システムをご利用の事業者さまへ】

この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書(マニュアル)などの資料を整理のうえ、掲載しておりますので、是非ご活用ください。

 お知らせ 本システムに関する連絡事項・メールなど	 本システム運用スケジュール 平成30年度の運用スケジュールについて	 ログイン画面 本システムログイン画面	 操作説明書(マニュアル)等 操作説明書・記入要領など	 よくある質問(Q&A) 本システムに関するよくあるご質問	 お問合せ 公表制度に関するお問合せ
--	---	--	--	--	---

1. お知らせ

5 福岡市要綱

次ページより(平成31年4月17日保障福第35号通知に添付していた厚生労働省通知は省略)。

関係事業者 各位

福岡市保健福祉局障がい福祉課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

平成31年度（2019年度）福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱について（通知）

平成30年度（2018年度）の制度改正により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（以下、「児福法」という。）に規定された障がい福祉サービス等情報公表制度について、平成31年度の実施要綱を策定しましたので、通知いたします。

関係事業者（実施要綱第2の3参照）は、少なくとも年1回の報告を行う必要がありますので、本実施要綱に基づき、公表対象情報の報告を行われますようお願いいたします。

記

1 送付書類

- (1) 平成31年度（2019年度）福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱
- (2) 「「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」の一部改正について」（平成31年3月26日付け障障発 0326 第1号厚生労働省障害福祉課長通知）（以下、「厚労省通知」という。）

2 本年度の実施要綱の概要

- (1) 実施期間 平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日
- (2) 報告の開始日
平成31（2019）年5月1日
- (3) 報告の期限
平成31（2019）年7月31日
※ 本年4月1日以降の新規指定の事業所は、指定年月日から2か月以内。（2か月以内が平成31（2019）年7月31日より前の場合は、同年7月31日）
- (4) 報告の方法
独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）を通じて行う。
- (5) 公表の方法と時期
情報公表システムをとおして、インターネット上に公表する。
公表時期は平成31（2019）年10月上旬を予定。
- (6) 平成30年度からの公表対象情報の変更
厚労省通知の新旧対照表のとおり。

3 情報公表制度に関する福岡市ホームページ

実施要綱等情報公表制度にかかる案内を下記のホームページに掲載しております。
福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報（障がい福祉サービス、地域生活支援事業等） > 12 障害福祉サービス等情報公表制度

【問い合わせ先】

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

保健福祉局障がい福祉課指定指導第2係

電話：711-4249 担当：松澤，樋口

こども未来局こども発達支援課事業所指定・指導係

電話：711-4178 担当：長谷川，坂田

平成 31 年度（2019 年度）福岡市障がい福祉サービス等情報公表制度実施要綱

第 1 目的

この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。）第 76 の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「児福法」という）第 33 条の 18 の規定に基づく障がい福祉サービス等にかかる情報公表制度の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 実施期間、報告の期限等

1 基準日

平成 31（2019）年 4 月 1 日

2 実施期間

平成 31（2019）年 4 月 1 日から平成 32（2020）年 3 月 31 日

3 情報の公表を行う事業者

下表の指定障害福祉サービス等を提供している事業者、または新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

※ 基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者で、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 6 並びに児福法第 33 条の 18 第 1 項及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定により、災害その他福岡市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。

表

指定障害福祉サービス ※共生型障害福祉サービスを含む	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 療養介護 生活介護 短期入所 施設入所支援 共同生活援助 自立生活援助 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）
-------------------------------	--

	宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援
指定地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援
指定計画相談支援	計画相談支援
指定通所支援 ※共生型通所支援を含む	児童発達支援 医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く） 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
指定障害児相談支援	障害児相談支援
指定入所支援 ※指定発達支援医療機関が行うものを除く	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設

4 報告の方法

(1) 事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する障害福祉サービス等情報公表システム（以下、「情報公表システム」という。）を通じて福岡市長へ報告する。

(2) 情報公表システムを通じて報告できないやむを得ない事情がある場合は、下記担当課へ連絡の上、担当課から指示された様式により文書等による報告を行う。

① 指定障害福祉サービス事業所等を運営する事業者の報告先

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話 092-711-4249 FAX 092-711-4818

② 指定障がい児支援事業所等を運営する事業者の報告先

福岡市子ども未来局子ども部子ども発達支援課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

電話 092-711-4178 FAX 092-733-5534

③ 指定障がい福祉サービス事業所等及び指定障がい児支援事業所等をどちらも運営する事業者の報告先は、①②双方に報告すること。

5 報告の開始及び期限

(1) 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者

開始日：平成 31 (2019) 年 5 月 1 日

期 限：平成 31 (2019) 年 7 月 31 日

(2) 平成 31 (2019) 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

開始日：当該事業者指定を受けた日

(福岡市が情報公表システムに事業所登録した日)

(平成 31 (2019) 年 4 月に指定を受け、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者は 5 月 1 日)

期 限：指定を受けた日から 2 か月以内 (2 か月以内が平成 31 (2019) 年 7 月 31 日より前の場合は、同年 7 月 31 日)

6 報告の内容

(1) 報告が必須の情報

- ① 基準日より前に、サービス提供実績のある事業者については、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 9 の 8 及び児福則第 36 条の 30 の 4 の規定に基づき、別添 1 基本情報(別紙(その他サービスの種類において必要な項目)を含む)及び別添 2 運営情報を報告する。
- ② 基準日以降に、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、別添 1 基本情報(別紙(その他サービスの種類において必要な項目)を含む)を報告する。

(2) 福岡市長が任意に設定した情報

平成 31 年度 (2019 年度) は設定しない。

7 情報の更新

報告は、年 1 回とする。ただし、法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスの修正又は変更があったときは、事業者は情報公表システムを通じて福岡市長へ報告する。

第 3 調査の実施

福岡市は、公表を行うため必要と認める場合には、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 3 項及び児福法第 33 条の 18 第 3 項の規定による調査を実施することとする。

第4 公表

1 福岡市が行う公表の方法

福岡市は、事業者から報告された情報を確認し、情報公表システムを通じて、インターネットによる公表を行う。

2 公表の時期

- (1) 平成31(2019)年4月1日より前に指定障害福祉サービス等を提供している事業者
平成31(2019)年10月上旬
- (2) 平成31(2019)年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者
報告後1か月以内(ただし、1か月以内が平成31(2019)年10月1日より前の場合は同年10月上旬)

3 事業者による公表

- (1) 事業所における掲示による公表
公表する障がい福祉サービス等情報については、障がい福祉サービス事業所等の見えやすい場所に掲示する等、利用者への情報提供に努める。
- (2) 重要事項説明書等への添付等による周知
重要事項説明書に、公表する障がい福祉サービス等情報を添付する、確認できるホームページを案内する等を行うよう努める。

第5 公表されている情報に係る苦情等対応窓口

公表されている情報に関して利用者等からの苦情等に対応する窓口は下記のとおりとする。

福岡市保健福祉局障がい者部障がい福祉課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4249 FAX 092-711-4818

担当:障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス等に係る情報公表に関すること。

福岡市こども未来局こども部こども発達支援課

所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

電話 092-711-4178 FAX 092-733-5534

担当:児福法に規定する指定障がい児支援等に係る情報公表に関すること。

附 則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項について

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第一	基本情報
<p>一 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>イ 法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 法人等の代表者の氏名及び職名</p> <p>ハ 法人等の設立年月日</p> <p>ニ 法人等がサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等の所在地を管轄する都道府県の区域内において提供するサービス</p> <p>ホ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>1. 事業所等を運営する法人等に関する事項</p> <p>法人等の名称、主たる事業所の所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人等の種類 ・法人等の名称 ・法人番号 ・法人等の主たる事務所の所在地(〒) ・電話番号 ・FAX番号 ・ホームページ(URL) <p>法人等の代表者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>法人等の設立年月日</p> <p>法人等が都道府県内で実施するサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類 ・か所数 ・主な事業所等の名称 ・所在地
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>イ 事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <p>ロ 事業所番号</p> <p>ハ 事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <p>ニ 当該報告に係る事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日(指定の更新を受けた場合にはその直近の年月日)</p> <p>ホ 事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>ヘ 事業所等の財務状況</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所等の名称 ・事業所等の所在地 ・市区町村コード ・電話番号 ・FAX番号 ・E-mail ・ホームページ(URL) <p>従たる事業所の有無</p> <p>所在地</p> <p>指定事業所番号</p> <p>事業所等の管理者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・職名 <p>事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の開始(予定)年月日 ・指定の年月日 ・指定の更新年月日 <p>事業所等までの主な利用交通手段</p> <p>事業所等の財務状況(財務諸表等による直近年度の決算資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動計算書(損益計算書) ・資金収支計算書(キャッシュフロー計算書) ・貸借対照表(バランスシート) <p>社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喫煙吸引等事業者</p> <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>イ 職種別の従業者の数</p> <p>ロ 従業者の勤務形態、労働時間、従事者一人当たりの利用者等</p> <p>ハ 従業者の当該報告に係るサービスの業務に従事した経験年数等</p> <p>ニ 従業者の健康診断の実施状況</p> <p>ホ 従業者の教育訓練、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実人数 ・職種 ・常勤換算人数 ・1週間のうち、常勤の従事者が勤務すべき時間数 ・福祉・介護職員の常勤換算人数 ・利用実人員 ・福祉・介護職員1人当たりの1か月の利用実人員数 ・資格等を有している従業者の数 ・管理者の他の職務との兼務の有無 <p>従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の採用者数 ・前年度の退職者数 ・業務に従事した経験年数別の人数 <p>従業者の健康診断の実施状況</p> <p>従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画の有無 ・事業所等で実施している従事者の資質向上に向けた研修等の実施状況 ・意思決定支援に関する研修の実施状況 ・従業者に対する虐待防止研修の実施状況 ・喀痰吸引等研修の修了者数 ・強度行動障害支援者養成研修の修了者数 ・行動援護従業者養成研修課程の修了者数 <p>サービス別の項目(別紙参照)</p>
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>イ 事業所等の運営に関する方針</p> <p>ロ 当該報告に係るサービスの内容等</p>	<p>4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>事業所等の運営に関する方針</p> <p>サービスを提供している日時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の営業時間 ・利用可能な時間帯 ・サービス提供所要時間 <p>事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域</p> <p>サービスの内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象とする障害の種類 ・利用者の送迎の実施 ・協力医療機関 ・利用定員 ・サービス等報酬の加算状況 ・医療的ケアを必要とする利用者の受入体制 ・障害福祉サービス等の利用者への提供実績 <p>サービスを提供する事業所、設備等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の構造 ・送迎車両の有無 ・便所の設置数 ・浴室の設備の状況 ・消火設備等の状況 ・防犯システム、機器の状況 ・バリアフリーの対応状況 ・福祉用具の設置状況

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>ハ 当該報告に係るサービスの利用者等への提供実績</p> <p>ニ 利用者等からの苦情に対応する窓口等の状況</p> <p>ホ 当該報告に係るサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項</p> <p>ヘ 事業所等のサービスの提供内容に関する特色等</p> <p>ト 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>障害福祉サービス等の利用者への提供実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者的人数(区分別) <p>利用者等からの苦情に対する窓口等の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口の名称 ・電話番号 ・対応している時間 ・苦情処理結果の開示状況 <p>障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償保険の加入状況 <p>障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その内容 <p>利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況 ・第三者による評価の実施(受審)状況 <p>サービス別の項目 (別紙参照)</p>
<p>五 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項</p>	<p>5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の選定により、通常の事業の実施地域以外の地域の利用者に対してサービスを提供に要した交通費の徴収状況 ・利用者の選定により、送迎を事業所等が提供する場合に係る費用の徴収状況 ・食事の提供により要する費用の徴収状況 ・創作的活動に係る材料費の徴収状況 ・家賃の徴収状況 ・光熱水費の徴収状況 ・日用品費の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用(日常生活費)の徴収状況 ・当該サービスにおいて提供される便宜のうち、その他の日常生活費とは区分されるべき費用(例:預り金の出納管理等)の徴収状況
<p>六 その他都道府県知事が必要と認める事項</p>	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
別表第二	運用情報
<p>第一 サービスの内容に関する事項</p> <p>一 サービスの提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>イ 利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ロ サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>ハ 利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>ニ 利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>二 利用者本位のサービスの質の確保のために講じている措置</p> <p>イ 重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>ロ 利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>三 相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>四 サービスの内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>イ サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>ロ サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>イ 相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>ロ 主治の医師等との連携の状況</p>	<p>6. 事業所等運営の状況</p> <p>(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項</p> <p>障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置</p> <p>・利用者等の状態に応じた当該サービスに係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・サービス提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況</p> <p>・利用者等に対する利用者等が負担する利用料に関する説明の実施の状況</p> <p>・利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施の状況</p> <p>利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置</p> <p>・重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況</p> <p>・利用者等のプライバシーの保護のための取組の状況</p> <p>相談、苦情等の対応のために講じている措置</p> <p>・相談、苦情等の対応のための取組の状況</p> <p>障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置</p> <p>・サービスの提供状況の把握のための取組の状況</p> <p>・サービスに係る計画等の見直しの実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携</p> <p>・相談支援専門員等との連携の状況</p> <p>・主治の医師等との連携の状況</p>
<p>第二 サービスを提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>一 適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>イ 従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>ロ 計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>ハ 事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>ニ サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>二 事業運営を行う事業所の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>イ 事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>ハ 従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>三 安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>四 情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>イ 個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>ロ サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>五 サービスの質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>イ 従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>ロ 利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>ハ サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>	<p>(2)障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項</p> <p>適切な事業運営の確保のために講じている措置</p> <p>・従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況</p> <p>・計画的な事業運営のための取組の状況</p> <p>・事業運営の透明性の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供に当たって改善すべき課題に対する取組の状況</p> <p>事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置</p> <p>・事業所等における役割分担等の明確化のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供のために必要な情報について従業者間で共有するための取組の状況</p> <p>・従業者からの相談に対する対応及び従業者に対する指導の実施の状況</p> <p>安全管理及び衛生管理のために講じている措置</p> <p>・安全管理及び衛生管理のための取組の状況</p> <p>情報の管理、個人情報保護等のために講じている措置</p> <p>・個人情報の保護の確保のための取組の状況</p> <p>・サービスの提供記録の開示の実施の状況</p> <p>障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置</p> <p>・従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況</p> <p>・利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況</p> <p>・サービスの提供のためのマニュアル等の活用及び見直しの実施の状況</p>
第三 都道府県知事が必要と認めた事項	

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知					
別表第一	基本情報					
<p>二 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>ト その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度障害者等包括支援】 実施サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護】 同一事業所等において提供する他の訪問系サービス</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能・生活訓練、宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 運営形態</p> <p>【生活介護】 運営規程上の開所日数（年間）</p> <p>【短期入所】 報酬区分</p> <p>【短期入所、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型・医療型障害児入所施設】 事業所等類型</p> <p>【共同生活援助】 当該事業所等における共同生活住居の名称、開設年月日及び所在地</p> <table border="1" data-bbox="1066 1205 1997 1347"> <tr> <td>全共同生活住居数</td> </tr> <tr> <td>全共同生活住居の定員数（合計）</td> </tr> <tr> <td>各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数</td> </tr> </table> <p>【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】 訪問による訓練の実施の有無</p> <p>【就労継続支援A・B型】 事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）</p> <table border="1" data-bbox="1066 1501 1997 1590"> <tr> <td>就労支援事業事業活動計算書</td> </tr> <tr> <td>就労支援事業別事業活動明細書</td> </tr> </table> <p>【福祉型障害児入所施設】 みなし規定の適用の有無</p>	全共同生活住居数	全共同生活住居の定員数（合計）	各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数	就労支援事業事業活動計算書	就労支援事業別事業活動明細書
全共同生活住居数						
全共同生活住居の定員数（合計）						
各共同生活住居の名称、開設年月日、所在地及び定員数						
就労支援事業事業活動計算書						
就労支援事業別事業活動明細書						
<p>三 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>ヘ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援】 夜間・深夜・早朝対応の有無</p> <p>【重度訪問介護、重度障害者等包括支援】 土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わない対応の有無</p> <p>【短期入所、施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、福祉型・医療型障害児入所施設】 夜間の勤務体制</p> <table border="1" data-bbox="1066 2030 1997 2169"> <tr> <td>施設名（共同生活援助のみ）</td> </tr> <tr> <td>夜勤の職員数</td> </tr> <tr> <td>宿直の職員数</td> </tr> </table>	施設名（共同生活援助のみ）	夜勤の職員数	宿直の職員数		
施設名（共同生活援助のみ）						
夜勤の職員数						
宿直の職員数						

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則	障害福祉課長通知
<p>四 サービスの内容に関する事項</p> <p>チ その他サービスの種類に応じて必要な事項</p>	<p>4. 障害福祉サービス等に関する事項</p> <p>サービス別の項目</p> <p>【施設入所支援】 ユニットケアの有無</p> <p>【生活介護、短期入所、施設入所支援】 入浴支援の有無</p> <p>【生活介護】</p> <p>創作活動の実施状況の有無</p> <p>生産活動の実施状況の有無</p> <p>平均工賃(月額)</p> <p>【短期入所】 長期利用者数</p> <p>【共同生活援助】</p> <p>新規入居者数</p> <p>退居者数</p> <p>うち一人暮らしへの移行者数</p> <p>入居者の主な日中活動の場</p> <p>入居者の平均年齢</p> <p>最高齢者の年齢</p> <p>最年少者の年齢</p> <p>個人単位居宅介護利用者の数</p> <p>【自立生活援助、自立訓練(機能・生活訓練、宿泊型)】 標準利用期間を超える利用者の数</p> <p>【自立訓練(機能・生活訓練)】 事業所における主な訓練内容</p> <p>【自立生活援助】 (前年度1年間の利用者のうち)入所施設・グループホーム・病院からの移行者の数</p> <p>【宿泊型自立訓練】 利用者の主な日中活動の場</p> <p>【就労移行支援、就労継続支援A・B型】</p> <p>一般就労への移行者数(移行率)</p> <p>一般就労先での定着者数(定着率)</p> <p>【就労移行支援】</p> <p>一般就労までの平均利用期間</p> <p>訓練中の怪我等に対する保険の有無</p> <p>一般就労への移行後の定期的な支援の有無</p> <p>【就労継続支援A型】</p> <p>主な生産活動の内容</p> <p>利用者数</p> <p>平均賃金</p> <p>社会保険の加入の有無</p> <p>昇給の有無</p> <p>賞与の有無</p> <p>退職手当の有無</p> <p>生産活動収入(年間売上高)</p> <p>生産活動経費</p> <p>賃金支払総額</p> <p>平均労働時間</p> <p>離職者数</p> <p>【就労継続支援B型】</p> <p>主な生産活動の内容</p> <p>平均工賃</p> <p>生産活動収入(年間売上高)</p> <p>生産活動経費</p> <p>工賃支払総額</p> <p>退所者数</p> <p>訓練中の怪我等に対する保険の有無</p>

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則

障害福祉課長通知

【就労定着支援】 過去3年の職場定着率（支援開始後）
【児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型・医療型障害児入所施設】 保護者支援の実施の有無
【児童発達支援】
児童発達支援ガイドラインにおける自己評価の公表の有無
保育所や幼稚園等と併行通園している利用者の人数
併行通園先との連携の有無
【放課後等デイサービス】
放課後等デイサービスガイドラインにおける自己評価の公表
学校との連携の有無
【福祉型・医療型障害児入所施設】 小規模グループケアの実施の有無
【地域相談支援(地域移行支援)】
利用期間が6か月を超える利用者の数
地域生活への移行者数
宿泊支援の設備の有無
【地域相談支援(地域定着支援)】
利用期間が1年を超える利用者の数
一時的な滞在による支援を行う場所の有無

第3 令和元年度の指導方針等について

1 集団指導

必要な指導内容に応じ、指導対象となる障がい福祉サービス事業者等に一定の場所に集まっていただき、講習の方法により行います。

(1) 開催時期

基本は、年1回、6月～7月に行います。大幅な制度改正、報酬改定等がある場合には、別途臨時で開催する場合があります。

(2) 対象事業所

すべての障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設、特定相談支援事業所を対象とします。地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の事業所も対象としています。臨時開催分については、内容により選定します。

(3) 通知方法

全事業所に対し、電子メールで開催通知を送付するとともに、ホームページに開催のお知らせを掲載します。

2 実地指導（訪問系サービス・特定相談支援事業所対象）

指定基準、報酬告示が遵守されているかを「自己点検表」に基づいて関係書類を閲覧し、管理者等の関係者と面談して、実地にて指導します。

(1) 対象事業所

事業開始後実地指導を行っていない事業所、その他、実地指導を行うことが適当と認められる事業所を選定して実施します。

(2) 実施の通知

事前に、実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、準備すべき書面等を記載した実施通知を交付します。概ね2週間前には通知する予定ですが、**事前通告なしに抜き打ちの実地指導等を行う場合もあります。**

(3) 指導結果の通知

当日口頭で改善が必要な内容を指摘し、後日文書により指導結果を通知します。

(4) 改善報告書の提出

文書により指摘した場合は、指導結果通知後30日以内に、改善報告書の提出を求めます。なお、給付費の算定誤りにより過誤申立てを指導した場合は、介護給付費等に関する請求誤り結果報告書と過誤申立書の提出も求めます。

3 平成30年度実地指導の状況（訪問系サービス、特定相談支援事業所分）

（1）実施事業所数及び事業数

- 訪問系障がい福祉サービス事業所 47 事業所
- 特定相談支援事業所 4 事業所

（2）指摘数

- 訪問系障がい福祉サービス事業所
文書指摘延べ 84 件，口頭指摘延べ 86 件
- 特定相談支援事業所
文書指摘延べ 7 件，口頭指摘延べ 16 件

（3）指摘の具体例

① 訪問系サービス事業所関係

ア 従業者の員数等

- ・ 常勤換算2.5を満たしていない事例。
- ・ 平成30年4月以降（経過措置終了により），同行援護のサービス提供責任者の資格要件を満たしていない事例（指定を受けていたが同行援護の利用者はなし）。

イ 内容及び手続の説明及び同意

- ・ 契約書，重要事項説明書等の書面の日付や緊急連絡先の未記入，事業者代表者印や利用者印の押印がされていない事例。

ウ 提供拒否の禁止

- ・ 利用申込受付簿等により利用申込の記録をしていない事例。

エ 心身の状況等の把握

- ・ アセスメントに係る記録が作成されていない事例。

オ サービスの提供の記録

- ・ サービス提供記録をサービス提供の都度作成せず，後日一括して作成している事例。
- ・ 同行援護，通院介助等の記録が，時系列に記載されておらず，目的地，移動経過，移動手段，控除時間等が確認できていない事例。

カ 介護給付費等の額に係る通知等

- ・ 代理受領通知を交付していない事例。

キ 居宅介護計画の作成

- ・ 居宅介護計画未作成のまま，週間計画などによりサービス提供を行っている事例。
- ・ 居宅介護計画の作成をサービス提供責任者ではなく管理者が行っている事例。
- ・ サービス等利用計画を取り寄せないまま個別支援計画を作成している事例。
- ・ 長期間にわたり，居宅介護計画の見直しが行われていない事例。

- ・ 重度の障がいがある等の特別な事情がないにも関わらず、洗髪の約2時間を含め入浴の介護で3時間と著しく長時間の計画としていた事例。

ク 変更届

- ・ 管理者、サービス提供責任者等の変更について、変更届が提出されていない事例。

ケ 給付費算定

- ・ 居宅介護の同一敷地内建物減算の対象となるものを減算していない事例。

コ 特定事業所加算

- ・ 研修実施自体は伺えるものの、研修資料が整理されておらず記録を作成していない事例。

サ 移動支援

- ・ 移動支援の実施記録について、時系列に記載されておらず、目的地、移動経過、移動手段、控除時間等が確認できていない事例。
- ・ 移動支援の個別支援計画作成に必要なアセスメントが不十分である事例。

② 特定相談支援事業所関係

ア 記録の整備

- ・ 支援記録が作成されていない事例。
- ・ モニタリングの実施場所が記載されていない事例。
- ・ モニタリング報告書、担当者会議録、サービス提供時モニタリング実施記録が作成されていない事例。

イ 計画相談支援費

- ・ 継続サービス利用支援（モニタリング）は、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等での面接が必須であるが、通所先等で面接を行ったのみで請求している事例。
- ・ サービス等利用計画の軽微な変更を行ったのみでサービス利用支援費の請求を行っている事例。
- ・ 初回加算、サービス担当者会議実施加算について、請求要件を満たしていないにもかかわらず請求している事例。
- ・ モニタリング月でない月に行ったモニタリングについて、継続サービス利用支援費を請求している事例。

4 令和元年度実地指導の予定（訪問系サービス、特定相談支援事業所分）

（1）計画数

- 訪問系サービス事業所： 50事業所程度予定
- 特定相談支援事業所： 検討中

(2) 重点項目

○ 訪問系サービス事業所

昨年度の実地指導の結果，文書により指導を行った項目を重点項目とします。

特定事業所加算を取得している事業所に対しては，体制要件，人材要件を継続して満たしているか確認を行います。

○ 特定相談支援事業所

昨年度の実地指導の結果，文書により指導を行った項目を重点項目とします。

実地指導時は，日ごろから適切に書類等を作成・保管していれば対応できるものです。事務の間違いや不正を未然に防ぐためにも，書類等の作成・保管は適切に行ってください。

実地指導時に確認する「自己点検表」についても，実施指導の有無にかかわらず，年1回は作成し，指定基準や報酬算定の確認に活用してください。

自己点検表は，福岡市ホームページに掲載しています。

福岡市ホーム>健康・医療・福祉>福祉・障がい者>福祉事業者に関すること>事業者向けの情報（障がい福祉サービス，地域生活支援事業等）→6 指導・研修資料集

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/index_2_2_2_2_2_2.html#7

第4 指定障がい福祉サービス事業所の不正に対する処分について

障害者総合支援法に基づく行政処分について

障害者総合支援法第50条（指定障害福祉サービス事業者）、第51条の29第2項（特定相談支援事業者）において、事業者指定の取消し、指定の全部若しくは一部の効力の停止について規定されており、第50条では指定の取消し等の事由として、

- 指定障害福祉サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
- 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

等が規定されています。特定相談支援事業者に係る第51条の29第2項においても同様の規定があります。

不正請求額については、障害者総合支援法第8条第2項に基づき返還請求を行います。その際、架空請求等の悪質な事案は、返還対象額に40%の加算金を上乗せして徴収することとなります。（当該金銭については、地方自治法において「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされており、裁判等を経ずに強制手段を以て回収できることとされております。）

悪質な事案は、指定の取消し等の行政処分のほか、詐欺罪として刑事告訴を行うことがあり得ます。虚偽の報告等についても、障害者総合支援法第111条、第112条に罰金刑の規定があり、刑事罰が科されることがあります。

また、実地指導等において、虚偽の報告やごまかしが疑われる場合は、障害者総合支援法第48条に基づく監査に切り替えて対処します。監査の場での虚偽報告等は、不正の事実の軽重にかかわらず、重い処分につながります。

不正事案が後を絶たない状況です。一つの事業者の不正が全ての事業者、ひいては障がい福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させます。

給付費が公費で賄われていること、不正がもたらす結果の重大さを十分に認識のうえ、関係法令や事業者説明会資料等を確認し、適正な運営に努めてください。